

貸切運賃料金適用方

I 距離制運賃料金適用方

(適用する運送)

1. この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業として車両を貸し切って貨物を運送する場合に適用します。

(特殊運賃との関係)

2. この運賃及び料金は、特殊な貨物の運送、特殊車両を使用する運送等であって、別途これらに関する運賃及び料金を届け出た場合には適用しません。

(運賃料金計算の基本)

3. 運賃及び料金は使用車両1車1回の運送ごとに計算します。

(運賃計算の方法)

4. (1) 運賃は弊社規定の運賃表により使用車両運送距離または時間によって、上下それぞれ30%の範囲内で計算します。
(2) 割増率は、基準の運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加算したうえで、上下それぞれ30%の範囲内で計算します。

(端数の処理)

5. 運賃又は料金を計算する場合において生じた端数は、次により処理します。
(1) 計算した金額が10,000円未満のときは、100円未満の端数は100円に切り上げます。
(2) 計算した金額が10,000円を超えるときは、500円未満の端数は500円に、500円を超え、1,000円未満の端数は1,000円に切り上げます。

(キロ程の計算)

6. 運送距離は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

(割増率及び割引率の重複する場合の計算)

7. 2種類以上の割増率又は割引が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した上で計算します。

(休日夜間割増)

8. 日曜祝日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

日曜祝日に運送した運送距離に対応する基準運賃 × 0.2

20:00~8:00の間の出勤要請に関しては、夜間割増として3,900円を加算します。

高速道・自動車道本線上の積み込み作業では15,710円を加算します。

(待機時間料)

9. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷主の責により発地又は着地において待機した時間(荷主による積み込み・積み降ろしの時間を含みます)が各30分を超える部分については、所定の待機時間料を収受します。
なお、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれの時間について合算するものとします。
また、待機時間料及び次項の積み込み・積み降ろし料が適用される時間の合計が2時間を超える部分については、割増しによる所定の待機時間料を収受します。

(積み込み料・積み降ろし料及び附帯業務料)

10. 車種毎の荷役に付随しない積み込み又は積み降ろしを引き受けた場合における積み込み料及び積み降ろし料その他の運送に附帯する業務に係る附帯業務料については、前もって引き受けを確認し、料金を提示したもののみ加算の対象とします。

(利用運送手数料)

11. 他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する場合は、当該運送事業者の手配までに要した時数について、所定の利用運送手数料を収受します。
なお、特別な手配を要する利用運送を行う場合は、別途見積もった手数料を収受します。

(消費税及び地方消費税の加算方法)

12. (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
(2) 前号により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は、1円単位に四捨五入します。

(有料道路利用料及び実費)

13. 有料道路利用料、その他実費として生じる費用については、当該実費として生じた額を収受します。

(計算の順序)

14. 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。
- ① 使用車両及び運送距離による運賃の計算
 - ② 割増率適用の計算
 - ③ 上下それぞれ30%幅の適用計算
 - ④ 5による運賃の端数処理
 - ⑤ 諸料金(端数処理を含む)の計算
 - ⑥ 9.10.11による加算の計算
 - ⑦ 実費の計算

(中止手数料)

15. 荷主の責により、運送の中止が生じた場合(荷主が責任を負わない事由を除く)の中止手数料は、次に定めるとおり収受します。
- ① 集貨予定日時の前々日までに運送の中止をしたとき 収受しません。
 - ② 集貨予定日時の前日に中止の指図をしたとき 運賃及び料金の 30%以内
 - ③ 集貨予定日時の当日に中止の指図をしたとき 運賃及び料金の 50%以内

(その他)

16. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。

Ⅱ 時間制運賃料金適用方

(運賃料金計算の基本)

1. 運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業として車両を貸し切って貨物を運送する場合であって、荷主との契約で時間制運賃によることとした場合に適用します。
2. この運賃及び料金は、使用車両及び時間制の別(8時間制又は4時間制の別)ごとに計算します。

(走行キロ及び時間の計算)

3. 走行キロ及び作業時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到着した時からその作業が終了して車庫に帰着するまでに行います。なお、10kmに満たない走行キロは10kmに、1時間に満たない作業時間は1時間に、それぞれ切り上げて計算します。

(従業員)

4. 運送に従事する従業員の数1車につき1人とします。

(距離制運賃料金適用型の準用)

5. 距離制運賃料金適用方の 1(適用する運送)、2(特殊運賃との関係)、4(運賃計算の方法)、5(端数の処理)、7(割増率及び割引率の重複する場合の計算)、8(休日夜間割増)、10から16まで(積込み料・積み降ろし料及び附帯業務料・利用運送手数料・消費税及び地方消費税の加算方法・有料道路利用料及び実費・計算の順序・中止手数料・その他)、は、時間制運賃料金を適用する場合に準用します。